



国営整第20号
国住備第9号
平成20年4月25日

社団法人 全国建設業協会 会長 殿

国土交通省

大臣官房官庁営繕部整備課長



住宅局住宅総合整備課長



建築物及び住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について

標記につきましては、従来から特段の配慮をお願いしてきたところですが、今般、国土交通省が発注する営繕工事については別添1のとおり、また、公共住宅の建設工事については別添2のとおり通知文を発出し、足場からの墜落事故防止を図ることとしましたので、参考に送付いたします。

貴団体におかれましては、営繕工事及び公共住宅建設工事における足場からの墜落事故防止に努めていただくとともに、これらの取り組みを参考として、建設工事全般にわたって、足場からの墜落事故防止に努めていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部整備課 福岡 03-5253-8111 内線23-463
住宅局住宅総合整備課 田中 // 内線39-343

別添1

国営整第16号

国営設第13号

平成20年4月25日

北海道開発局 営繕部長
各地方整備局 営繕部長
沖縄総合事務局 開発建設部長 } あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部

整備課長

設備・環境課長

平成20年度における営繕工事事務事故防止重点対策の実施について

営繕工事における工事事務事故防止については、従前より公共建築工事標準仕様書の施工中の安全確保等の規定に基づき適切な対応を行ってきたところである。近年の労働災害は減少傾向にはあるが、しかしながら依然として多くの死亡者がでており、特に建築工事における死亡事故については、約6割が墜落によるものであることから、足場からの墜落事故防止対策として平成15年度より「手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年4月 厚生労働省）」を適用してきたところである。

今般、直轄土木工事を対象に「平成20年度における建設工事事務事故防止のための重点対策の実施について」（平成20年3月31日付け国官技第330号）が通知されたことを踏まえ、営繕工事においても下記のとおり、平成20年度における事故防止重点対策を実施することとしたので適切に措置されたい。

記

1. 足場からの墜落事故防止重点対策

- ・足場からの墜落事故防止重点対策として、「手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年4月 厚生労働省）」について、的確に実施するものとする。
- ・工事で設置する足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりとは幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行

専用足場型と同等の機能を確保するものとし、適切に費用を計上するものとする。
なお、費用の計上にあたっては「公共建築工事標準単価積算基準(平成19年度版)」
による。

2. 工事事務防止に係る広報活動の推進

- ・安全協議会等において、工事の現場において請負者が行う工事事務防止の取り組み(事故ゼロ宣言等)に係る看板等の設置を推奨することにより、工事現場の事故防止の取り組みについて現場作業員や周辺住民に周知するよう働きかける。

3. 安全活動の評価等

- ・請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の一つとする。(各種チェックリストの活用等)
- ・足場点検の強化に関する措置としてのチェックリストの活用に当たり、足場の組み立て完了時の点検については、当該足場の組み立て作業を完成した者以外の専門知識を有する者による点検を推奨する。

4. 屋根工事等に係る安全対策

- ・本年3月25日に新たに、屋根工事と小屋組の建方工事とを安全に施工するための具備すべき条件を規定したJIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)が制定されたところである。については、屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、同JISに基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の設置を適宜指導するものとする。

5. 電気設備工事の感電事故等に係る安全対策

- ・安全協議会等において、工事の現場において請負者が行う工事事務防止の取り組みの中で作業手順の遵守及び高圧活線近接作業のルール遵守等、電気設備工事の安全確保の為の指導を現場作業員に徹底するよう働きかける。

国 住 備 第 8 号

平成20年4月25日

都道府県 住宅主務部長 殿

指定都市 住宅主務部長 殿

独立行政法人都市再生機構 技術・コスト管理室長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について

建設業における労働災害の防止に資するため、従来から公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について適切な措置を講ずるよう要請してきたところである。これを踏まえて、平成19年度版公共住宅建設工事共通仕様書(公共住宅事業者等連絡協議会編集)において、「枠組足場を設ける場合は、『手すり先行工法に関するガイドライン』(厚生労働省 平成15年4月)により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。」と記載されたところである。

平成20年度における公共住宅の建設工事については、共通仕様書に基づく措置に加え、下記事項に留意することにより、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

(都道府県宛)

また、貴管下市町村(指定都市を除く。)、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

(指定都市宛)

また、貴管下地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

記

1. 足場に関連する日本工業規格としては、「先行形手すり(JIS A8961)」、「つま先板(JIS A8962)」等が制定されているが、本年3月25日に新たに「屋根工事用足場及び施工方法(JIS A8971)」が制定されたところであり、屋根工事における墜落事故を防止するため、同JISの施工標準に基づき、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護柵等の設置を推進すること。なお、日

本工業規格の内容については、日本工業標準調査会のHP (<http://www.jisc.go.jp/>) を参照されたい。

2. 足場の組立完了時及び供用中の日々の点検に当たっては、関係業団体等が作成したチェックリスト（足場の組立状況の安全性を確認するための点検表）を活用して効果的に安全管理を行うことを推奨すること。特に、足場の組立完了時の点検については、当該足場の組立作業を実施した者以外の専門知識を有する者による点検を推奨すること。
3. 工事事務防止に係る広報活動として、請負者が行う工事事務防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨すること。

-【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅総合整備課 田中、鍛冶

03-5253-8111 内線 39-343、39-345

各地方整備局 企画部長
北海道開発局 事業振興部長 } あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

平成 20 年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

建設工事事故防止にあたっては、平成 4 年 7 月に「公共工事の発注における工事安全対策要綱」を策定し、その後、「土木工事安全施工技術指針」を改定し、また、平成 8 年 1 月から「事故データベース」の整備等を行ってきたところである。また、事故の減少・再発防止や請負者の安全管理の推進を支援することを目的として、平成 12 年 2 月に「建設工事事故対策検討委員会」（委員長 塩井幸武 八戸工業大学名誉教授）を設置し、「事故データベース」を活用した様々な検討を行っているところである。

国土交通省においては、同委員会において特に事故が多発している墜落事故、重機事故、交通事故及び飛来落下事故について重点対策を実施することが提唱されたことなどを踏まえ、平成 12 年度から年度ごとに重点対策を実施してきたところである。今般、同委員会における検討などを踏まえ、平成 20 年度における重点対策として国土交通省の直轄土木工事を対象に下記の「I. 発注者が実施する対策」を実施することとしたので適切に措置されたい。

なお、「II. 関係業団体が実施する対策」については、工事全般にわたる事故防止の観点から別途関係業団体に協力を依頼しているものである。

記

I 発注者が実施する対策

1. のり面からの墜落事故防止重点対策

- ・法面からの墜落事故防止対策として、大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。

2. 交通事故防止重点対策

- ・交通事故防止重点対策として、事故発生箇所の道路状況や工事の作業状況等の観点から事故発生原因の分析を行い、もらい事故防止に有効な安全設備等について検討する。

3. 工事全般にわたる事故防止重点対策

- ・ヒューマンエラーのうち近道・省略行動本能による事故を防止するため、近道・省略工事に起因する代表的な事故事例について分析し、具体的な事故防止対策を検討する。

4. 工事事務防止に係る広報活動の推進

- ・安全協議会等において、直轄工事の現場において請負者が行う工事事務防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨することにより、工事現場の事故防止の取り組みについて現場作業員や周辺住民に周知するよう働きかける。

5. 安全活動の評価

- ・直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の1つとする。（各種チェックリストの活用等）

6. 重大災害防止重点対策

- ・重大災害防止重点対策として、重大災害の事例収集を行い、その発生傾向や原因について分析を行い、重大災害の防止に有効な事故防止対策について検討する。

II 関係業団体が実施する対策

1. 足場からの墜落事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

（1）「手すり先行工法に関するガイドライン」の適用の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して足場の施工計画の充実を図るよう働きかけるとともに、足場の組立完了時及び供用中の日々の安全管理に足場のチェックリスト等を現場に備え付けて効果的に活用し、足場の点検を行うよう働きかける。また、工事完成時に点検結果を含め安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

2. 法面からの墜落事故防止重点対策（平成14年度からの継続対策）

（1）施工計画での親網設備計画の徹底

- ・関係業団体は、会員各社に対して施工計画段階での法面作業における親網設備等の計画を策定するよう働きかける。
- ・関係業団体は、施工計画の成果を工事完成時に発注者に提出するよう働きかける。

（2）チェックリスト等による親網・安全帯の点検

- ・関係業団体は、会員各社に対してチェックリスト等による親網点検の強化、親網、安全帯の適切な取扱いを図るよう働きかける。
- ・関係業団体は、会員各社に対して、チェックリスト等を現場に備え付けて効果的に活用し、点検結果や安全活動の成果を工事完成時に発注者に提出するよう働きかける。

（3）昇降設備の設置の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して親網の固定箇所・安全帯付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備を設置し、施工することを推奨する。

（4）法面施工管理技術者の資格取得

- ・関係業団体は、会員各社に対して作業計画及び作業の質の向上を目的として、法面施工管理技術者の資格の取得を推奨する。

3. 重機事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

（1）ステッカー運動の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して「誘導なしではバックしない」をうたったステッカーを貼付し、安全教育と効果的に組み合わせ、重機オペレーターの安全意識を高めることを推奨する。
- ・関係業団体は、会員各社に対して工事完成時に安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

（2）重機との接触事故の防止対策の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して、現場の状況を十分に勘案し、重機の接近を知らせる警報装置を有効に活用する等により、重機と作業員との接触事故防止対策を実施するよう働きかける。

4. 交通事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

（1）もらい事故対策工の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して、現場の状況を十分勘案し、運転者の注意を喚起する効果的な方法（回転灯や電光表示板等）と車輛の制動抑止を図る方法を組み合わせる等により、有効な交通事故対策を実施するよう働きかける。
- ・関係業団体は、会員各社に対して工事完成時に安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

5. 各種事故共通重点対策

（1）現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全衛生教育の実施

- ・関係業団体は、会員各社に対して労働者の不安全行動の防止の観点から労働者が守らなければならない事項等を周知徹底するため厚生労働省が推奨している建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく建設従事者に対する安全衛生教育を受けるよう働きかける。なお、直轄工事においては、引き続き一定規模以上（常時労働者が20人以上）の現場では、例えば、外部機関（建設業労働災害防止協会等）を活用した当該教育を実施するよう働きかける。

イ 技能者等に対する再教育の推進

- ・関係業団体は、就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者の配置のみならず、資格取得後一定期間経過した資格者については、次に掲げる再教育を受けるよう働きかける。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転業務従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

ウ 現場管理者等に対する教育の推進

- ・関係業団体は、職長又は安全衛生責任者については、労働安全衛生法第60条等に基づく職長・安全衛生責任者教育を受けるよう働きかける。

エ 工事完成時に安全教育の受講状況を発注者に提出するよう働きかける。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の導入の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS:コスモス)」等を導入するよう働きかける。

(3) 表彰制度の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して安全管理に努めた人を表彰する等の各社が実施している安全意識向上運動をさらに推進するよう働きかける。

(4) 工事事故防止に係る広報活動の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して現場における請負者が行う工事事故防止の取り組み(事故ゼロ宣言等)に関する看板等の設置を推進することにより、工事現場の事故防止の取り組みについて現場作業員や周辺住民に周知するよう働きかける。

参 考

国 官 技 第 335 号
平成 20 年 3 月 31 日

関係業団体あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

平成 20 年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

建設工事の事故防止にあたっては、平成 4 年 7 月に「公共工事の発注における工事安全対策要綱」を策定し、その後、「土木工事安全施工技術指針」を改定し、また、平成 8 年 1 月から「事故データベース」の整備等を行ってきたところです。また、事故の減少・再発防止や請負者の安全管理の推進を支援することを目的として、平成 12 年 2 月に「建設工事事故対策検討委員会」（委員長 塩井幸武八戸工業大学名誉教授）を設置し、「事故データベース」を活用した様々な検討を行っているところです。

国土交通省においては、同委員会において特に事故が多発している墜落事故、重機事故、交通事故及び飛来落下事故について重点対策を実施することが提唱されたことなどを踏まえ、平成 12 年度から年度ごとに重点対策を実施してきたところです。今般、同委員会における検討などを踏まえ、平成 20 年度における重点対策として国土交通省の直轄土木工事を対象に下記の「Ⅰ. 発注者が実施する対策」を実施することとしました。

貴団体におかれましては、工事全般にわたる事故防止の観点から「Ⅱ. 関係業団体が実施する対策」について取り組んで頂けるようご協力願います。